

特別市制度の法制化に反対する意見書

現在、国では第34次地方制度調査会において特別市制度の検討が進められており、県内の一部指定都市でも制度実現に向けた取組が進められている。

しかし、特別市制度は指定都市だけの問題ではなく、県から指定都市へ権限や財源を移す制度であり、神奈川県全体の行政運営や財政運営、広域行政のあり方を大きく変えるものである。その影響は、指定都市以外の自治体を含む県内全域及び県民に及ぶ重大な制度改正である。

神奈川県は、防災、救急医療、感染症対策、河川・道路整備、環境保全、産業振興など、広域的な行政を担い、県内各地域の均衡ある発展を支えてきた。

特別市制度が導入されれば、権限や財源の指定都市への集中が進み、地域間格差の拡大や県全体の一体性の低下が懸念される。

また、県の財政基盤が弱まることで、市町村への補助や財政支援の縮減につながる可能性もあり、指定都市以外の行政サービスへの影響は避けられない。さらに、特別市となる指定都市においても、新たな行政需要や財政負担が生じ、住民サービスに影響を及ぼすおそれがある。

このように、県全体に大きな影響を及ぼす制度であるにもかかわらず、県内すべての自治体との十分な合意形成が図られているとは言い難い。

県の将来に関わる制度改正は、一部自治体の意向だけでなく、県内全自治体及び県民の理解と合意の下で慎重に議論されるべきである。

よって、神奈川県全体の利益及び県内すべての自治体・住民の立場を踏まえ、第34次地方制度調査会における議論及び国の制度設計に対し、特別市制度の法制化に反対する姿勢を明確に示すとともに、国に対し、その実現を進めないよう強く申し入れられることを要望する。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和8年9月29日

(提出先) 神奈川県知事

神奈川県足柄下郡湯河原町議会
議長 室 伏 寿美夫